

知多北部広域連合職員の営利企業等の従事制限に関する規則

(平成11年6月1日 規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項に規定する任命権者の許可を受くべき地位を定めるものとする。

(地位)

第2条 法第38条第1項に規定する任命権者の許可を受くべき地位は、同項に規定する役員のほか、顧問、評議員及びこれに準ずるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。